

## 賃金不払残業の是正結果公表

厚生労働省は 8 月、「監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成 28 年度）」を公表しました。これは、労基署の調査・監督の中で賃金不払残業（いわゆるサービス残業、未払残業）が発覚した企業が、未払いの割増賃金を支払ったもののうち、その支払額が 1 企業あたり 100 万円以上となった事案をとりまとめたものです。

是正企業数は 1,349 企業、支払われた割増賃金は合計で 127 億 2,327 万円、対象労働者は 9 万 7,978 人で、平均すると **1 企業あたり 943 万円、労働者 1 人あたり 13 万円**という結果です。

福祉・介護事業が含まれる保健衛生業は、企業数で商業、製造業に続き 3 位（158 企業）、労働者数と支払額では 2 位（17,103 人、206,909 万円）となっており、見過ごせない結果となっています。

ひとたび厳正な調査をすれば、1,000 万円という多額の支出をしなければなくなる可能性が、どこかの企業・事業所にもあるといえます。

国として「長時間労働の抑制」「サービス残業の撲滅」を掲げる中、労基署の今年度の重点調査項目は労働時間だということですし、福祉分野の事業所も重点調査対象になっていると言われています。実際、労基署からパソコンのログ記録まで提出するよう言われた、というケースも先日お聞きしました。

いつ調査に入られても堂々と証拠書類が提出できるように、日頃から**労働時間の管理や残業代の支払**は適切に行っておきたいものです。

参考：[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン](#)

## 働き方改革の実現のためにできることは？ ④

最近になって、事業所から「週休 3 日制」に興味があるんだけど…という声をよく聞くようになりました。テレビなどでもよく取り上げられるようになり、働き方・休み方改革の好事例として注目されています。

この週休 3 日制が話題になった最初は、H27 年にユニ

クロが導入したときでした。転居を伴う転勤のない地域正社員のうち希望する従業員に対し、**1 日 10 時間×週 4 日**の勤務体系を取り入れたのです。週 40 時間の勤務は 8 時間×5 日間と変わらないため、給与を下げずに休日を増やせるという仕組みです。

実は福祉の現場（特に 24 時間稼働している入所系施設）ではこの週休 3 日制を取り入れやすい環境であると思われます。実際、1 回の勤務時間を長くし、シフトの組み方を工夫して休日数を増やす取り組みをしている施設も出てきました。求職者への PR にもなると言われています。

ただ、検討したけれど職員数が少なくてシフトがうまく組めない、という声もお聞きます。週休 3 日制というのはあくまでも一つの方法であって、どこでもそれが効果的だというわけではありません。

「働き方改革」を考えるうえで重要なのは、**その職場に合った方法、職員が本当に働きやすくなる方法**を取り入れるということです。

そのためには、経営者・管理者だけで考えるのではなく、職員の生の声を聞きながら、一緒に模索していくことが必要なのです。次回へ続きます

## セミナー第 2 弾、開催決定！

「人材育成・キャリアパスセミナー」第 2 弾、まだお席には余裕があります。

お申込みがまだの事業所様、ぜひご検討ください！

○日時 平成 29 年 9 月 27 日（水）13:30~16:00

○会場 長野市若里市民文化ホール 会議室 3

○内容 「ティーチングとコーチングの技術」  
「働き方改革、労働生産性の向上」

## 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail: [mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)